

令和元年12月4日宣告 裁判所書記官 金森啓志



令和元年（わ）第631号 覚せい剤取締法違反，関税法違反被告事件

判 決

国 籍

住 居

職 業

Y

1966年 月 日生

主 文

被告人を懲役9年及び罰金400万円に処する。

未決勾留日数中120日をその懲役刑に算入する。

その罰金を完納することができないときは，金1万円を1日に換算した期間被告人を労役場に留置する。

千葉地方検察庁で保管中の覚せい剤6袋（令和元年千葉検領第1904号符号1-1，2-1，3-1）を没収する。

理 由

（罪となるべき事実）

被告人は，氏名不詳者らと共謀の上，営利の目的で，平成31年4月14日（現地時間），マレーシア所在のクアラルンプール国際空港において，マレーシア航空第88便に搭乗する際，本3冊に隠し入れた覚せい剤合計1853.95g（令和元年千葉検領第1904号符号1-1，2-1，3-1はその鑑定残量）在中のスーツケース1個を機内預託手荷物として預けて同航空機に積み込ませ，同月15日（現地時間），同空港を出発させ，同日，千葉県成田市所在の成田国際空港の駐機場において，同空港関係作業員に，同スーツケースを同空港に到着した同航空機から機外に搬出させ，もって覚せい剤取締法が禁止する覚せい剤の本邦への輸入を行うとと

もに、同日、同空港内の東京税関成田税関支署第2旅客ターミナルビル旅具検査場において、同支署税関職員の検査を受けた際、関税法が輸入してはならない貨物とする前記覚せい剤を携帯しているにもかかわらず、その事実を申告しないまま同検査場を通過して輸入しようとしたが、同支署税関職員に前記覚せい剤を発見されたため、これを遂げることができなかった。

(証拠の標目)

括弧内の甲の各番号は証拠等関係カードの検察官請求証拠の番号を表す。

- ・ 被告人の公判供述
- ・ 証人 A の公判供述
- ・ 捜査報告書 (甲55ないし59, 64)
- ・ 千葉地方検察庁で保管中の覚せい剤6袋 (令和元年千葉検領第1904号符号1-1, 2-1, 3-1), 本3冊 (同号符号1-2, 2-2, 3-2), 緑色スーツケース1点 (同号符号24)

(事実認定の補足説明)

## 1 本件の争点

被告人が、覚せい剤合計1853.95g (以下「本件覚せい剤」という。)が表紙及び裏表紙の中に小分けされて隠し入れられた絵本3冊 (以下、単に「絵本3冊」という。)の在中する緑色スーツケース (以下「本件スーツケース」という。)を、マレーシアから日本国内に持ち込んだことは、関係証拠上明らかに認められ、争いもない。本件の主たる争点は、被告人が、絵本3冊の中に、覚せい剤を含む違法薬物が隠匿されているかもしれないと認識していたか否かである。

## 2 当裁判所の判断

当裁判所は、被告人が、絵本3冊の中に、覚せい剤を含む違法薬物が隠匿されているかもしれないと認識していたと判断した。以下、理由を説明する。

### (1) 前提となる事実関係

関係証拠によれば、以下の各事実等が認められる。

ア 被告人は、中華人民共和国（以下「中国」という。）の深圳（いわゆる本土側にある）に居住し、香港まで通って建築作業に従事していた。また、本件には、被告人と同様の立場に関わった者である A

（以下「A」という。）、及び、被告人と A に運搬依頼をした者である B なる人物（以下「B」という。）がいるが、いずれも被告人がビリヤード場で知り合った人物である。

イ 深圳と香港との間を行き来するに際しては、税関検査を受けることが必要であるところ、被告人は香港から深圳に移動する際、関税の支払を免れようとする者からの依頼により、その者に代わって、税関に申告することなく食品や電子機器等の様々な物品を密輸するということを繰り返して、本業とは別に収入を得ており、A も同様のことをしていた（以下、被告人の説明に従い、この無申告輸入を指して「副業」ということがある。）。

ウ 被告人は、平成31年（以下、年の記載を省略する。）4月初め頃、B から、マレーシアに渡航してダイヤモンドを受け取り、これを税関職員等に発見されないようにして日本まで運搬するという密輸の仕事（以下「本件仕事」という。）を依頼され、これを引き受けた。B との間の話では、日本への持込みが成功した場合には1日当たり1万香港ドル（約14万円相当。甲58）の割合による報酬が支払われるとのことであり、期間は1週間ないし10日間程度であった。また、マレーシアや日本への航空券及び滞在するホテルの予約等は、密輸を計画したBの関係者が代金を支払って手配した（なお、この点については、後記(2)ア参照。）。

また、A は、被告人が引き受けるよりも前に、B から、被告人と同様にダイヤモンドを日本に密輸するという仕事を依頼されてこれを引き受けており、被告人は、本件仕事の依頼を受けるに当たって、A も引き受けている旨をBから知らされていた。

エ 被告人は、4月11日（現地時間）、A とともに香港を出発してマレ

ーシアに到着し、見知らぬ男性2名から、絵本3冊及びそれとは別の本1冊（以下、単に「本1冊」という。）の入った本件スーツケースを受け取ったが、目に見える範囲でダイヤモンドは見当たらなかった。被告人は、本件スーツケースの中に自分の衣類等の荷物を詰め込んで日本への渡航の準備をした。

また、A も、前記男性2名から、絵本4冊の入ったスーツケースを受け取り、中に入っている物を確認し、自分の荷物を詰め込んだ。

オ その後、被告人は、A とともに、判示のとおりマレーシアから航空機に搭乗して日本に到着し、税関職員による税関検査を受けたところ、本件スーツケース内に収納されていた絵本3冊の表紙及び裏表紙の中から、本件覚せい剤が発見された。

また、A も、同様に税関検査を受けたところ、前記絵本4冊の中から覚せい剤が発見された。

カ 絵本3冊の表紙及び裏表紙は、いずれも中身が一部くりぬかれるなどし、そこに本件覚せい剤が隠し入れられており、再び表紙や裏表紙の状態に貼り直されていた。絵本3冊の大きさは、縦約31cm、横約25cm、表紙や裏表紙は、覚せい剤が300g余りずつ中に挟まれて隠匿されていたことにより、厚さが、表紙では約0.9cmないし約2cm、裏表紙では約1.5cmないし約2.4cmとなっており、いずれも膨らんだ状態であった。1冊当たりの重量も、覚せい剤の重量を含めて約1300g前後であり、覚せい剤を除くと約660gないし約680g程度であった。

キ そして、本件覚せい剤が約1853gと多量であることや、わざわざ絵本に細工してまで覚せい剤を隠匿するという態様などからすれば、本件覚せい剤の輸入には、それを日本に運ばせることで利益を得ようとする密輸組織が関与したことは明らかである。また、絵本3冊入りの本件スーツケースの運搬は B の依頼によるものであることや、マレーシアでの本件スーツ

ケース等の受渡しに素性の良く分からない B の関係者が関与したことからすれば、B もその組織の関係者であると認められる。

## (2) 検討

ア 前記事実関係によれば、本件仕事の依頼内容は、他人に、多額の報酬を支払うことを約束した上、わざわざ香港からマレーシアまで渡航させて物品を受け取らせ、これを税関職員等に発見されないように日本に持ち込ませるというものであって、それ自体、運ばせる側にとって価値のある物であり、かつ、隠しておかなければならない物を扱うという点で不審なものであり、運ぶ物品がダイヤモンドであると言われていたとしても、もしかしたら覚せい剤等の違法薬物であるかもしれないとの疑いを生じさせるのに十分なものである。なお、被告人は公判で、本件仕事の経費は、日本への持込みに成功したときに、最終的に受け取る報酬額から差し引かれることになっていたなどと供述するところ、同じようなことを引き受けた A は、自分が引き受けた仕事については、B やその関係者が経費を負担する約束であったと証言していることや、被告人は捜査段階においては、経費は B が負担する約束であったと供述していたことなどからすれば、このような被告人の供述は信用し難いが、仮に被告人の言うとおりであったとしても、多額の報酬が見込まれる不審な仕事の依頼であったことに変わりはないというべきである。

そして、運ぶ物については、被告人自身も、B から前記のように依頼された際に、「こんなにおいしい話があるのか、違法薬物ではないのか」と尋ねたと供述するが、このような言葉自体、運ぶ物の中身を不審に思い、違法薬物が入っているのではないかと疑いを持った者によるものとして自然なものであるし、このような疑いを持ったことを被告人は認めている。

その後、被告人は、依頼に従ってマレーシアに行き、指示されたとおりに行動し、見知らぬ男性2名から、本件スーツケースを受け取ったが、中には

絵本3冊及び本1冊があるのみで、ダイヤモンドは見当たらず、この男性2名からも何の説明もなかったというのであって、その後日本に渡航するまでの間、被告人や A の述べるところに照らしても、前記のような疑いが消えるようなきっかけや事情があったとは認められない。

そうすると、被告人は、本件スーツケースに入っていた絵本3冊の中に、覚せい剤を含む違法薬物が隠匿されているかもしれないと認識していたと推認できる。

イ ところが、被告人は、B から、密輸する物が細かいダイヤモンドであると聞かされるなどしていたことから、本件スーツケースやその収納物（絵本3冊及び本1冊）の中には覚せい剤等の違法薬物が隠匿されているかもしれないとは認識しておらず、本件スーツケースの取っ手部分にダイヤモンドが隠匿されていると信じていた旨供述するので、検討する。

(ア) 被告人は、B から本件仕事の依頼があった時点で、運搬する物が違法薬物ではないかと疑ったので、はっきりと確認し、もし違法薬物であれば断ろうと考えて B に尋ねたが、違法薬物であることを明確に否定されたことから、疑いはなくなり、ダイヤモンドであると信じた、B は友人であり、信頼していたなどと供述する。

しかし、友人を信じたい気持ちや、運ぶ物がダイヤモンドであってほしいという気持ちがあったにせよ、友人から依頼された仕事について疑いを持ったのであれば、友人から否定されたとしても、その言葉だけで一度生じた違法薬物に関する疑いが払しょくされたというのは不自然で納得し難い説明である。

日本の税関検査で発見されるリスクを負いつつ運搬する者としては、せめて具体的なダイヤモンドの形状や量、日本に持ち込むときの隠匿方法、持込みを計画した人物や会社、組織等の名称等といった情報が得られれば、本件仕事が友人の言うとおりのものであるとの信ぴょう性が増すとい

えるが、被告人は、B からそのような情報を聞かされてもいないし、B に質問した形跡もない。このように、被告人において、運搬する物が違法薬物ではないと信じるに足りる具体的な根拠は見当たらない。

- (イ) また、被告人は、運ぶ物がダイヤモンドであると信じた根拠について、友人である A が、自分よりも先に B からダイヤモンドの密輸の仕事を引き受けており、運搬するのはダイヤモンドだと言っていたことも挙げている。

しかし、A に仕事を依頼したのは B であって、B が違法薬物ではないと否定した後もその疑いがなくなったとはいえないことは前記のとおりである。そして、被告人は、A が運搬する物はダイヤモンドであるとする具体的な根拠を、A に尋ねるなどして確認したことはないというのであるから、結局 A の言葉によって、自分の疑いがなくなったということになり、この点も同様に不自然で納得し難いものである。

- (ウ) さらに、被告人は、香港から深圳に物品の密輸の副業をしていたところ、弁護人は、本件仕事もこのような副業の一種であると指摘し、被告人が覚せい剤を含む違法薬物を運搬すると認識できなかった可能性があるとして主張するものと考えられる。

しかし、被告人の副業は、あくまで中国の本土と香港との間の日常的な移動に際し、依頼を受けて税関に無申告で物品を運搬するというものであり、また、A の証言や被告人の供述を踏まえると、副業においては、1回の運搬で本件仕事のような高額報酬を稼ぐことは困難であるから、わざわざ手間ひまを掛けて、外国に渡航させて荷物を渡し、その荷物を更に別の国に運搬させるという本件とは事情が異なることは明らかである。加えて、被告人は、本件以前には、B から副業のような仕事の依頼を受けたことはなかったというのである。そうすると、本件仕事は、被告人が中国国内で行っていた副業とは大きく事情が異なり、副業をしていたこと

が、本件仕事で運搬する物がダイヤモンドであると信じており、それが違法薬物であるとの可能性を認識しなかったとの疑いを生じさせるものとはいえない。

(エ) そして、被告人は、本件スーツケースを受け取り、その中に絵本3冊及び本1冊が入っていたことを認識したが、本件スーツケースの取っ手部分にダイヤモンドが隠されていると思った、絵本3冊については、衣類等を詰めるときに一番上にあった1冊を三、四秒触ったが、これらを持ち上げるなどしたことはなく、絵本3冊に運搬する物が隠されているとは思わなかったなどと供述する。

しかし、本件スーツケースに細工が施され、運搬する物が隠し入れられているならば、絵本3冊や本1冊が入っている理由について疑問が生じ、これらに運搬する物が隠匿されているのではないかと考えるのが自然である。この点につき、A が渡された物の状態は被告人の場合と似通っていたといえるところ、A も、自分が渡されたスーツケースの中にあった絵本について、この中に運搬する物が入っているのではないかと疑ったと証言している。また、被告人は、B の関係者から、「スーツケースの中身をいじらないように」と言われ、収納された物をそのままにしておくようにとの指示まで受けていたというのである。そして、前記のとおり、絵本3冊の表紙や裏表紙は、それらの中に覚せい剤が隠匿されたために膨らんでいたのであるから、スーツケース内に重ねて置かれていた絵本3冊を目にし、触った被告人としては、運搬する物の隠匿場所がそれらの中であると容易に思い至ることができたと考えておかしくはない。また、関係証拠によれば、税関検査時、本件スーツケース内に収納されていた絵本3冊の下に、被告人の水着が詰められていたこと、絵本3冊を本件スーツケースに入れると、スーツケース内の絵本の周辺にある隙間は相当小さくなることが認められるところ、本件スーツケースに自分の衣類等を詰めた際

に、絵本3冊を持ち上げることなく水着を絵本3冊の下に入れることは困難であり、被告人が公判で述べるような荷物の詰め方は自然ではない（なお、絵本3冊を持ち上げないで荷造りをすることは困難であるから、被告人の供述は信用し難いが、もし被告人が絵本3冊を持ち上げたことがないのであれば、それは、むしろ前記指示や絵本3冊の表紙の膨らみ等から絵本3冊の中に隠匿物があることを疑っていて、絵本3冊を持ち上げることで中身が判明してしまうのを避けたかったと考えられる。）。そうすると、被告人は、本件スーツケース内に自己の荷物を詰め込むに際して、絵本3冊を持ち上げたことがあるとみられるが、そうであれば、表紙や裏表紙の膨らみに気付き、さらに、絵本3冊の重量が大きさに照らして不自然に重いと感じられるはずである。実際、被告人の税関検査を担当した税関職員は、絵本3冊のうち1冊を手にとったところ、通常の本より重量感があり、表紙部分に厚みを感じたと述べ、Aも、絵本の中にダイヤモンドが隠されていると思った根拠の一つは、絵本が分厚かったことである旨証言している。

(オ) このような事情に照らすと、本件スーツケースやその収納物（絵本3冊及び本1冊）の中には覚せい剤等の違法薬物が隠匿されているかもしれないとは認識していなかったという被告人の供述は、信用できない。

ウ 以上によれば、被告人は、絵本3冊の中に、覚せい剤を含む違法薬物が隠匿されているかもしれないとの未必的認識を有していたと認められる。

3 以上のとおりであり、本件覚せい剤の密輸は、B及び氏名不詳者らにより構成される密輸組織による犯行であると認められ、また、被告人は、密輸により利益を得ようとする密輸組織から依頼されて、報酬を得る目的でこれを引き受けて本件犯行に及んだと認められるから、共謀及び営利目的も優に認められる。

よって、判示のとおり認定した。

(法令の適用)

## 罰 条

覚せい剤の営利目的輸入の点 刑法60条, 覚せい剤取締法41条2項, 1項

輸入してはならない貨物の輸入未遂の点

刑法60条, 関税法109条3項, 1項, 69条の11第1項1号

科刑上一罪の処理

刑法54条1項前段, 10条(一罪として重い覚せい剤取締法違反の罪の刑〔ただし, 罰金刑の多額については関税法違反の罪のそれによる。〕で処断)

刑 種 の 選 択

情状により有期懲役刑及び罰金刑

未決勾留日数の算入

刑法21条(懲役刑に算入)

労 役 場 留 置

刑法18条(金1万円を1日に換算)

没 収

覚せい剤取締法41条の8第1項本文, 関税法118条1項本文(覚せい剤取締法違反の罪に係る覚せい剤で犯人が所持するもので, かつ, 関税法違反の罪に係る輸入してはならない貨物)

訴 訟 費 用 の 処 理

刑訴法181条1項ただし書(不負担)

(量刑の理由)

本件で被告人が持ち込んだ覚せい剤は多量であり, 多大な害悪が日本国内に拡散する危険性があつた事案である。本件覚せい剤は, 絵本3冊のそれぞれの表紙及び裏表紙の中に隠し入れられていたものであるが, 外から一寸見したのみでは判別しづらいものであり, その限度では巧妙ともいえるが, 絵本の外見上表紙や裏表紙は, 中に覚せい剤が隠匿されているために膨れており, 手に持つと絵本の大きさの割に重いと感じられるなど, 隠匿物の存在に気付きやすく, これらが税関検査を通過してしまう現実的な危険性は高いものであつたとはいえない。被告人の立場は, 単な

る運搬役であり、密輸組織に使われた面があり、密輸組織内の他の共犯者との関係では従属的なものとどまる。

被告人の覚せい剤についての認識は未必的なものとどまる一方、犯行動機は報酬目的であり、酌むべき点はない。

以上の諸事情を踏まえると、本件は、密輸した覚せい剤の量が1000gないし5000gで、立場が運搬役という覚せい剤営利目的輸入等1件という事案の量刑傾向の中で、特に重い、あるいは、軽いと評価すべき事情も認められず、犯情は中程度の部類に位置付けられるものといえる。

その上で、被告人は、日本における前科はない一方で、ダイヤモンドであると信じ覚せい剤であるとは全く疑わなかったなどという不合理な弁解に終始して反省の態度がみられないことも考慮して、被告人に対しては、主文に掲げたとおりの刑を科するのが相当であると判断した。

よって、主文のとおり判決する。

検察官泉川健太郎及び同寺田しずほ 公判出席

国選弁護人鈴木達矢（主任）及び同土屋孝伸 公判出席

（求刑 懲役11年及び罰金500万円、主文同旨の没収）

（裁判員裁判）

令和元年12月4日

千葉地方裁判所刑事第3部

裁判長裁判官

金子大塚

裁判官

佐藤恭子

裁判官

鬼頭 忠広

